

第 1 章 総 則

(関係法令の略称)

0—1 この通達における関係法令の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）…………… 法
- (2) 関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）…………… 令
- (3) 関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）…………… 規則
- (4) 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）…………… 定率法
- (5) 関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）…………… 暫定法
- (6) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和 27 年法律第 112 号）…………… 地位協定特例法
- (7) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和 29 年法律第 149 号）…………… 国連軍協定特例法
- (8) 自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和 39 年法律第 101 号）…………… 自家用自動車特例法
- (9) 国税収納金整理資金に関する法律（昭和 29 年法律第 36 号）…………… 整理資金法
- (10) 国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年大蔵省令第 39 号）…………… 整理資金規則
- (11) 税関関係手数料令（昭和 29 年政令第 164 号）…………… 手数料令

(輸入の具体的な時期)

2—1 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「輸入」の具体的な時期は、次に掲げる場合に並び、それぞれ次に掲げる時とする。

なお、法第 2 条第 3 項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。

- (1) 輸入の許可を受けた貨物の場合 その許可の時
- (2) 船舶又は航空機の場合 次に掲げる時又は輸入の許可の時のいずれか早い時
 - イ 本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した船舶又は航空機の場合 初めて本邦に回航されて使用に供される時
 - ロ 本邦内にある外国籍の船舶又は航空機の場合 本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時
- (3) 法第 61 条第 5 項（第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 6 第 1 項の規定により関税を徴収された貨物の場合 その関税を徴収された時
- (4) 法第 76 条第 1 項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物（令第 64 条に規定する郵便物を除く。）の場合 名宛人に交付された時
- (5) 収容又は留置された貨物で公売又は売却されたもの及び郵便法（昭和 22 年法律第

165号)、の規定により売却されたものの場合 買受人が買い受けた時

(6) 無許可輸入に係る貨物の場合 陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあっては、それぞれその引取りの時

イ 保税地域（指定保税地域、保税蔵置場（法第42条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第50条第1項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税工場（法第56条第1項に規定する許可を受けた場所又は法第61条の5第1項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）、法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物

ロ 保税運送中の貨物でその運送の目的以外の目的で国内に引き取られたもの

（船舶の意義）

2—2 法第2条第1項第1号の規定その他法の規定において「船舶」とは、人が乗つて航行の用に供する機器をいう。したがつて、浮ドック、しゅんせつ船等は関税法上の船舶ではないが、これらが単独で航行して入（出）港する場合は船舶として取り扱うこととなるので、留意する。

なお、法第3章《船舶及び航空機》の規定については、自走式でないしけは船舶として取り扱わないものとするが、これらがひき船で曳航されて航行する場合は、当該ひき船の一部を構成する船舶として取り扱うこととする。

（外国の船舶の意義）

2—3 法第2条第1項第1号及び第3号《外国貨物の定義》にいう「外国の船舶」とは、原則として外国の国籍を有する船舶をいうが、外国の国籍を有しない船舶であっても、外国人又は外国の法人によつて裸用船されている場合等実質的に外国の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

（外国の船舶により公海で採捕された水産物の範囲）

2—4 法第2条第1項第1号《輸入の定義》及び第3号《外国貨物の定義》にいう「外国の船舶により公海で採捕された水産物」には、その水産物を原料として加工又は製造した製品を含むものとする。

（輸出の具体的な時期）

2—5 法第2条第1項第2号に規定する「輸出」の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。

(1) 船舶又は航空機自体の輸出の場合 外国の国籍又は仮国籍を取得した後（外国における引渡しのため回航されるものにあっては、その回航のため）初めて本邦を発す

る時

- (2) 公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕した水産物を直接輸出（後記 2—7 のなお書に該当する場合は、輸出とはみないので留意する。）する場合 外国に向けて運送を開始した時又は外国に向けて航行する船舶に積み替えた時
- (3) 郵便物の輸出の場合 輸出の許可（法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されるものにあつては、同条第 5 項に基づく通知）を受けた後、日本郵便株式会社通関郵便局（以下「通関郵便局」という。）から搬出し、運送者（当該郵便物に係る引渡明細表（通常郵便物に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1373 号）第 186 条 3 又は小包郵便に関する施行規則（平成 17 年総務省告示第 1371 号）第 169 条 3 に規定する引渡明細表をいう。）に引渡しの証明を行う船会社又は航空会社をいう。）に引き渡した時
- (4) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、特定委託輸出申告若しくは特定製造貨物輸出申告（法第 67 条の 3 第 6 項に規定する特定輸出申告若しくは特定委託輸出申告又は同条第 4 項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合その輸出の許可を受けた時
- (5) 本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、特定委託輸出申告若しくは特定製造貨物輸出申告を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合 その航行を開始した時

（本邦の船舶の意義）

2—6 法第 2 条第 1 項第 4 号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶」とは、原則として本邦の国籍を有する船舶をいうが、本邦の国籍を有しない船舶であつても、本邦人又は本邦の法人によつて裸用船されている場合等、実質的に本邦の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

ただし、外国の排他的経済水域における安全操業等を確保するためやむを得ず外国人又は外国の法人に用船された本邦籍船舶については、次の要件のすべてを満たすものである場合に限り、これに含むものとし、当該要件を満たす船舶であることの確認は、原則として、水産庁長官の発給する証明又はその写しにより行うものとする。

- (1) 当該船舶による操業（船舶の管理、運航を含む。）の実質的な責任者が本邦人（又は法人）であること
- (2) 当該操業に関する経済的リスクの実質的負担者が本邦人（又は法人）であること
- (3) 上記(1)及び(2)に該当するものであることについて、水産庁長官の証明がなされたものであること

（本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲）

2—7 法第 2 条第 1 項第 4 号《内国貨物の定義》にいう「本邦の船舶により公海で採捕さ

れた水産物」には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。

なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され（単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。）本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書写しによつて確認の上、内国貨物として取り扱う。

（外国貿易船の範囲）

2—8 次に掲げる船舶は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、外国貿易に従事しない限り、通常は法第2条第1項第5号《外国貿易船の定義》に規定する外国貿易船に含まれないものとする。

- (1) 軍用船（軍艦に付随して船用品を軍艦に供給する船舶を含む。）
- (2) 海技練習船、学術研究船及び遊覧船（訓練、研究又は周遊等の目的をもつて遠洋を巡航する船舶）
- (3) 博覧会船（専ら商品の広告又は展覧のみを目的とする船舶）
- (4) 遠洋漁業船
- (5) 海底電線敷設船
- (6) 病院船
- (7) 貨物たる船舶（売買等のため空船のまま航行する船舶）

（航空機の意義）

2—9 「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供する飛行機、回転翼航空機（ヘリコプター）、滑空機、飛行船その他の機器をいうものとする。

（外国貿易機の範囲）

2—10 次に掲げる航空機は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、外国貿易に従事しない限り、通常は法第2条第1項第6号《外国貿易機の定義》に規定する外国貿易機に含まれないものとする。

- (1) テスト機、練習機、報道通信用機、気象観測機
- (2) その他上記に類する航空機

（船用品に関する用語の意義）

2—11 法第2条第1項第9号《船用品の定義》にいう「その他の消耗品」、「じう器」及び「その他これらに類する貨物」の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「その他の消耗品」とは、潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。